

総量規制基準(C値見直し一覧)

項目	項 番 号	業種その他の区分	C値見直し(mg/L)		
			Co	Ci	Cj
COD		該当なし			
窒素	111	B 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	40→35	15
	116	メタン誘導品製造業		30→25	10
	149	コークス製造業		545→500	320
	213	飲食店	イ 400m ³ /日未満	45→35	20
	213	飲食店	ロ 400m ³ /日以上	40→30	20
	220	病院	イ 400m ³ /日未満	45→35	20
	220	病院	ロ 400m ³ /日以上	40→30	20
	223	A し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		60→20	10
りん	4	非金属鉱業		1.5→1	1
	108	B 無機化学工業製品製造業	りん及びりん化合物製造工程に係るもの	16→8	4
	117	B 発酵工業	りん及びりん化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの	2.5→1.5	1.5
	206	B 輸送用機械器具製造業(自動車・同付属品製造工程に係るもの)	イ 400m ³ /日未満 りん及びりん化合物による表面処理施設を設置するに限る	5→4.5	1
	223	A し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		8→2	1

※ Co,Ci,Cj:水質汚濁防止法に基づく届出の時期により、適用される基準値が異なります。
CODについては、Co:S55.6.30以前、Ci:S55.7.1~H3.6.30、Cj:H3.7.1以降
窒素、りんについては、Co:H14.9.30以前、Ci:H14.10.1以降

※ 上記以外の業種等(区分)については、今回の見直しはありません。

◆ 今回の総量規制基準の改定(見直し)において、基準値が強化される工場・事業場に対しては、以下のような対応を行っています。

- 1 基準値が強化される工場等に対し、個別ヒアリングを実施して排水実態等を把握
- 2 1以外の見直し該当業種等(飲食店、病院等)については、これまでの立入検査等により今後何らかの対応が必要と思われる事業場等に対し、基準値強化に関する周知及び個別指導、助言を実施
- 3 その他、中小企業団体等の関連する団体等に対し、意見募集(パブリックコメント)の実施にあわせて、情報提供及び会員等への周知を依頼